

老発 0407 第 3 号  
令和 8 年 4 月 7 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等  
支援事業」の実施について

標記については、別紙 1 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、別紙 2 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」、別紙 3 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」及び別紙 4 のとおり「令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護テクノロジー導入・協働化・経営改善等支援関係業務支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

なお、特に別紙 2、別紙 3 は市区町村が実施主体となることも可能であるので、必ず管内市区町村の実施の意向を確認するようお願いします。